

阿賀野市告示第13号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定による地域計画を変更するので、同法第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

当該地域計画の変更案に関して、利害関係人は令和8年2月17日までに市に意見書を提出することができる。

令和8年2月3日

阿賀野市長 加藤 博幸

1 地域計画の変更案を作成した地区

01	安田地区保田	10	水原地区安野
02	安田地区寺社	11	水原地区堀越
03	安田地区赤坂	12	水原地区分田
04	安田地区山手	13	笹神地区出湯
05	安田地区大和	14	笹神地区明倫
06	京ヶ瀬地区京ヶ瀬	15	笹神地区大室
07	京ヶ瀬地区前山	16	笹神地区笹岡
08	京ヶ瀬地区駒林	17	笹神地区神山東
09	水原地区水原	18	笹神地区神山西

2 地域計画の変更案の縦覧期間

令和8年2月3日から令和8年2月17日

ただし、「阿賀野市の休日定める条例」第1条の市の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

3 地域計画の変更案の縦覧場所

阿賀野市産業建設部農林課 阿賀野市山崎77番地（笹神支所3階）

4 意見書の提出

意見書の提出に当たっては、別に定める「阿賀野市地域計画の変更案に対する意見書の提出について」によること。

「地域計画の変更案に対する意見書の提出について」

地域計画の変更案について、利害関係人は、令和8年2月17日までに、下記により市に意見書を提出することができます。

なお、利害関係人とは、地区における農用地等の出し手や受け手、地区の農用地等を借り受ける意向のある者などです。

記

1 意見書の提出先及び問い合わせ先

阿賀野市産業建設部農林課 阿賀野市山崎77番地（笹神支所3階）

電話 0250-61-2478（問い合わせ用。電話による提出はできません。）

ファックス 0250-62-5360

E-mail norin@city.agano.niigata.jp

2 意見書の提出に当たっての注意事項

(1) 提出方法

前記1の窓口への持参又は郵便、インターネット、ファックスのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

(2) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、連絡先を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事務所の所在地、連絡先を記載してください。

なお、意見書には、「地域計画（変更案）の地区名」を明記してください。

(3) 意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(4) 意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第11の6の規定により、提出された意見書の要旨、提出数及びその処理結果を公表します。

(5) その他

阿賀野市地域計画の変更案以外に対して意見書の提出はできません。